

各務原市ぎふ地産地消推進の店認定実施要綱

(令和8年3月26日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地産地消を推進する取組について広報を行うことにより地場産品の生産及び消費を拡大し、もって農業の振興を図るため、市において実施するぎふ地産地消推進の店認定事業（以下「認定事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 推進地域 各務原市、岐阜市、羽島市、山根市、瑞穂市、本巣市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町及び本巣郡北方町の区域をいう。
- (2) ぎふ地域 推進地域及び関市の区域をいう。
- (3) 地場産品 次のアからオまでに掲げる生産物の区分に応じ、当該アからオまでに定めるものの総称をいう。

ア 農産物 次のいずれかに該当する農産物

(ア) ぎふ地域で生産され、又は収穫される農産物

(イ) 推進地域に在住する農業者が、ぎふ地域以外の地域で生産し、又は収穫する農産物

イ 水産物 木曾川若しくは長良川（これらの支流を含む。）又はぎふ地域で水揚げされる水産物

ウ 畜産物 次のいずれかに該当する畜産物

(ア) ぎふ地域で飼育される畜産物

(イ) 推進地域に在住する農業者が、ぎふ地域以外の地域で飼育する畜産物

エ 野生鳥獣の食肉 ぎふ地域で捕獲され、ぎふジビエ衛生ガイドライン（平成25年11月岐阜県作成）に従って処理された野生鳥獣の食肉

オ 加工食品 アからエまでのいずれかに該当する地場産品を主たる原材料とする加工食品

- (4) 店舗等 小売店、直売所、飲食店、宿泊施設又は食品加工所をいう。

(認定事業の内容)

第3条 認定事業の内容は、地場産品を積極的に取り扱う市内の店舗等をぎふ地産地

消推進の店（以下「推進の店」という。）として認定し、及び地産地消の推進の広報を行うものとし、推進の店として認定を受けた店舗等にあつては当該店舗等で提供する飲食物に地場産品を使用していることについて広報を行うものとする。

（認定の基準）

第4条 推進の店は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、別表に定める認定の基準を満たすものとする。

- （1）認定事業の趣旨に賛同し、積極的に地場産品を活用し、地産地消の推進のPRをする意思があること。
- （2）推進地域の市町が実施する地産地消に関する事業に積極的に協力すること。
- （3）推進地域の市町のホームページ及び広報紙において推進の店として紹介されることを承諾していること。
- （4）日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令を遵守していること。
- （5）各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）第3条に規定する暴排措置対象法人等に該当しないこと。

（認定申請）

第5条 推進の店の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぎふ地産地消推進の店認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）小売店にあつては、ぎふ地産地消推進の店認定申請明細書（小売店用）（様式第2号）
- （2）直売所にあつては、ぎふ地産地消推進の店認定申請明細書（直売所用）（様式第3号）
- （3）飲食店及び宿泊施設にあつては、ぎふ地産地消推進の店認定申請明細書（飲食店・宿泊施設用）（様式第4号）
- （4）食品加工所にあつては、ぎふ地産地消推進の店認定申請明細書（食品加工所用）（様式第5号）

（認定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、推進の店の認定の可否を決定し、その結果をぎふ地産地消推進の店認定結果通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、推進の店の認定を受けた者に対し、ぎふ地産地消推進の店認定証（様式第7号）及び広報資材を提供するものとする。

（愛称等の使用）

第7条 推進の店の認定を受けた者は、その店舗等に設置するのぼり、看板等に推進の店の愛称及びシンボルマークを使用することができる。

（遵守事項）

第8条 推進の店の認定を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）店内のよく見える場所に、ぎふ地産地消推進の店認定証を掲示すること。

（2）広報資材を活用して地産地消について広報を行い、積極的に地場産品の生産又は消費の拡大を図ること。

（3）前条の規定によりシンボルマークを使用するときは、岐阜市の定めるぎふ〜どシンボルマークの使用に関する要綱（平成31年2月1日決裁）を遵守すること。

（4）市長から推進の店の広報方法等について必要な改善を求められたときは、これに従うこと。

（周知）

第9条 市長は、市のウェブサイト、広報紙等を利用して、推進の店に関する情報について広く周知を図るものとする。

（有効期間）

第10条 推進の店の認定の有効期間は、原則として推進の店の認定を受けた日の属する年度から起算して3年度とする。

2 前項に規定する有効期間は、第13条の規定による認定の取消しが無い限り、自動的に更新されるものとする。

（調査）

第11条 市長は、必要に応じ、推進の店に対し現地調査を行うことができる。

2 推進の店の認定を受けた者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

（認定の辞退）

第12条 推進の店の認定を受けた者は、推進の店の認定を辞退するときは、ぎふ地産地消推進の店認定辞退届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第13条 市長は、推進の店の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、推進の店の認定を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による認定の辞退の届出があったとき。
- (2) 認定に係る推進の店を廃止又は休止したとき。
- (3) 推進の店が第4条に規定する認定の基準に該当しなくなったとき。
- (4) この要綱の規定に反する行為があったとき。
- (5) 地場製品の消費者の信頼又は地場製品のイメージを著しく失墜させる行為があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、推進の店の認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により推進の店の認定を取り消したときは、ぎふ地産地消推進の店認定取消通知書（様式第9号）により当該取消しを受ける者に通知しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

店舗等の区分	認定条件	認定基準
小売店	認定基準1は、必ず満たすこと。 認定基準2から4までのうち、2項目以上を満たすこと。	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内で営業していること。 2 おおむね年間8か月以上の期間において、地場製品であることを表示して販売を継続していること。 3 地場製品の売場を他の商品の売場と区別して設置し、地場製品であることを購入者に分かり易く表示していること。 4 地場製品の販売を継続的に増やしていくよう努めていること。
直売所	認定基準1から3までは、必ず満たすこと。 認定基準4から6までのうち、2項目以上を満たすこと。	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内で営業していること。 2 原則として有人販売を行っていること。 3 年間12日以上、地場製品を販売すること。 4 地場製品であることを購入者

		<p>に分かり易く表示していること。</p> <p>5 販売する商品の数量又は金額のうち、推進地域内産の地場産品の数量又は金額の占める割合がおおむね5割以上であること。</p> <p>6 販売する商品の数量又は金額のうち、地場産品の数量又は金額の占める割合がおおむね8割以上であること。</p>
飲食店	<p>認定基準1及び2は、必ず満たすこと。</p> <p>認定基準3から5までのうち、2項目以上を満たすこと。</p>	<p>1 市内で営業していること。</p> <p>2 食材として使用している地場産品を、常にメニュー表、掲示板等に分かり易く表示していること。</p> <p>3 年間を通じて、地場産品を使用した飲食物を提供していること。</p> <p>4 推進地域内で生産され、又は収穫された米を積極的に使用するよう努めていること。</p> <p>5 地場産品を使用するメニューを増やす意欲があること。</p>
宿泊施設	<p>認定基準1及び2は、必ず満たすこと。</p> <p>認定基準3から5までのうち、2項目以上を満たすこと。</p>	<p>1 市内で営業していること。</p> <p>2 食材として使用している地場産品を、常にメニュー表、掲示板等に分かり易く表示していること。</p> <p>3 年間を通じて、地場産品を使用した飲食物を提供していること。</p> <p>4 推進地域内で生産され、又は収穫された米を積極的に使用するよう努めていること。</p> <p>5 地場産品を使用するメニューを増やす意欲があること。</p>
食品加工所	<p>認定基準1は、必ず満たすこと。</p> <p>認定基準2から4までのうち、2項目以上を満たすこと。</p>	<p>1 市内に事業所を置いていること。</p> <p>2 地場産品（加工食品を除く。以下この項において同じ。）を主たる原材料とする加工食品を1品目以上製造していること（製造期</p>

間の半期以上において、地場産品を主たる原材料として使用していること。)

3 加工食品の原材料表示、ラベル等に分かり易く表示する等、地場産品を原材料としていることについて消費者への広報をしていること。

4 地場産品を原材料とする加工食品を増やす意欲があること。